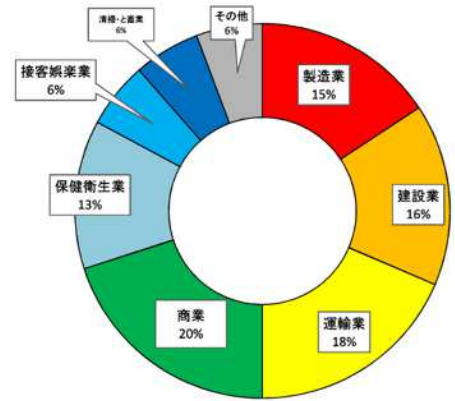


敦賀署通信（令和8年7月号）

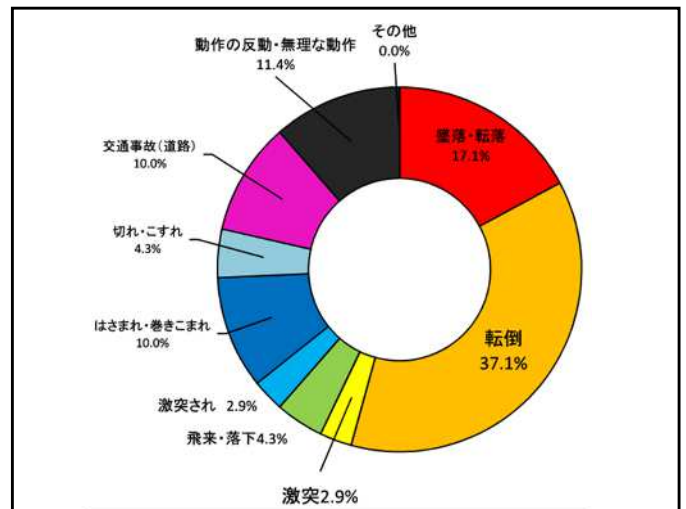
敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和8年速報（対前年同期比較） 令和8年7月末速報

業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	8年	7年	対前年増減	増減率(%)	8年	7年	対前年増減
全産業	70	70	0	0.0			
製造業	11	9	2	22.2			
食料品製造業	4	4	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	1	±0	—			
化学工業	1	1	±0	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	1	0	1	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	1	0	1	—			
電気・ガス・水道業	1	1	±0	—			
その他の製造業	0	1	-1	-100.0			
建設業	0	0	±0	—			
土木工事業	11	14	-3	-21.4			
建築工事業	2	5	-3	-60.0			
建築工事等建築工事業	3	3	±0	—			
木造家屋等建築工事業	0	0	±0	—			
その他の建設業	6	6	±0	—			
運輸業	13	9	4	44.4			
鉄道等・道路旅客運送業	4	0	4	—			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	7	9	-2	-22.2			
その他の運輸交通・陸運運送業	2	0	2	—			
農林・畜産・水産業	0	6	-6	-100.0			
林業	0	2	-2	-100.0			
商業	14	7	7	100.0			
小売業	12	5	7	140.0			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	9	8	1	12.5			
社会福祉施設	7	8	-1	-12.5			
接客娯楽業	4	4	±0	—			
旅館業	1	1	±0	—			
飲食店	2	2	±0	—			
ゴルフ場の事業	0	1	-1	-100.0			
清掃・と畜業	4	4	±0	—			
ビルメンテナンス業	2	3	-1	-33.3			
その他	4	9	-5	-55.6			
警備業	1	5	-4	-80.0			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



令和8年 事故の型別 労働災害発生状況



敦賀署管内の労働災害発生状況について（令和8年7月末速報）

前年同期比で同数となっている。業種別でみると、「商業」で最も多く発生しており、次いで、「運輸業」、「製造業」の順で多く発生している。

事故の型別で見ると、全産業としては「転倒」災害が最も多く発生しており、全体の約4割を占める。次いで、「墮落・転落」、「動作の反動・無理な動作」災害の順で多く発生しており、「行動災害」の件数が目立つ。前年同期比でみると、「交通事故（道路）」による労働災害が大きく増加している。

特徴的なものとして、「製造業」では機械との「挟まれ・巻き込まれ」災害、「建設業」で「墮落・転落」災害、「運送業」でトラック荷台からの「墮落・転落」災害、「第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業等）」で「行動災害」が多く発生している。

年齢別で見ると、労働災害の約半数が60歳以上、70%超が50歳以上の労働者が被災し、4日以上の休業となっている。

今月のトピック

厚生労働大臣表彰伝達式、福井労働局長表彰式が執り行われました。

令和8年7月1日、福井県内で安全衛生に関する水準が特に良好で、他の模範と認められる事業場、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人を表彰する表彰式が執り行われました。

敦賀労働基準監督署管内においても、以下のとおり、2名の個人と1事業場が本表彰式に出席され、表彰されました。

● 厚生労働大臣表彰 功績賞

株式会社直組 代表取締役会長 山本 治和氏（写真中央）

● 福井労働局長表彰 奨励賞

株式会社さとう フレッシュバザール小浜店
店長 山崎 航 氏（写真左側）

● 福井労働局長表彰 安全衛生推進賞

原電エンジニアリング株式会社 敦賀支社
品証・技術部 技術総括グループ 清水 敏夫氏（写真右側）

（建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会の発電所安全協会の前委員長）



今月のトピック

交通労働災害防止に向けて災害防止団体に要請を行いました！

福井県内では、令和7年に交通事故による労働災害（交通労働災害）が38件発生しており、令和8年も7月末現在で14件発生しております。

敦賀労働基準監督署管内（嶺南地域）でも、令和8年4月以降、自動車運転中に重篤な負傷を伴う事故が続けて発生しております。

この状況を踏まえ、敦賀労働基準監督署長（脇本泰守）は、令和8年7月15日（水）に公益社団法人福井県労働基準協会嶺南支部長に対して、交通労働災害防止及び熱中症災害防止の推進に係る取組要請を行いました。



公益社団法人福井県労働基準協会嶺南支部長 戸井田 克也氏（左）
敦賀労働基準監督署長 脇本 泰守（右）

今月のトピック

令和8年度 建設工事関係者連絡会議を開催しました。

敦賀労働基準監督署では、管内における建設業の労働災害の防止や適正な労働条件の確保を図ることを目的とする「建設工事関係者連絡会議」を令和8年7月28日に開催し、建設業関係者、建設工事発注機関に出席いただきました。

本会議においては、令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項の説明のほか、発注機関や建設業関係者としての取組状況について紹介・意見交換を行いました。



冒頭挨拶を行う敦賀労働基準監督署長 脇本 泰守（写真中央）

敦賀署からのお知らせ

福井県最低賃金を1,112円とするよう福井労働局長に答申がなされました。

令和8年8月10日、第529回福井地方最低賃金審議会にて、現行の福井県最低賃金1時間1,053円を1,112円（59円、率にして5.6%の引き上げ）に改正するよう答申がなされました。

本金額は、国の審議会が示した目安（56円）を3円上回り、昨年に次いで過去2番目の引き上げ額になります。

今後、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、異議申し立てなどの所定の手続きを経て発効される予定です（発効予定日：令和7年10月4日）。

答申文の内容はこちらから▶



福井労働局では、福井県内の中小企業・小規模事業者が最低賃金・賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策を取り扱っておりますので、ご活用ください。

積極にご活用ください！



各種賃金引き上げの支援策はこちらから▶



交通労働災害防止について

交通労働災害は全国的には、全産業に占める死亡災害のうち約2割を占め、毎年交通労働災害が原因で多くの方が亡くなっている状況にあります。前述のとおり、敦賀労働基準監督署管内においても、令和8年4月以降、自動車運転中に重篤な負傷を伴う事故が続けて発生しており、労働災害防止上の重要な課題となっています。

また、同災害は、トラック、バス、タクシー等の事業用自動車を保有する事業者にとどまらず、製造業、建設業及び第三次産業等あらゆる業種において発生しています。

交通労働災害を防止に向けては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」で定められた取組の徹底を図っていただき、実効のある交通労働災害防止対策の推進をお願いします！

全国の死亡災害件数の推移（H28～R7）



全国の休業4日以上死傷災害件数の推移（H28～R7）



敦賀労働基準監督署管内の休業4日以上死傷災害件数の推移（R2～R7）



敦賀署管内でも令和8年に発生した交通事故が多く発生しており、既に令和7年に発生した件数を上回っている状況にあります。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」について

「交通労働災害防止を防止しましょう」のリーフレット▶



目的

本ガイドラインは改善基準告示とあいまって、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育や健康管理の実施及び荷主及び元請による配慮等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

交通労働災害防止のための管理体制等

- 1 安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者などの**交通労働災害防止に関する管理者を選任**し、管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょう。
- 2 事業場の**トップ（事業主等）が安全衛生方針を表明し、目標を設定**しましょう。
目標達成に向けて労働時間管理や教育等の安全衛生計画を作成し、評価及び改善を行いましょう。
- 3 安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行い、朝礼などで労働者全員に周知しましょう。

適正な労働時間等の管理の及び走行管理

- 1 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画を作成する等により運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間の管理及び走行管理を実施しましょう。
- 2 走行の開始・終了の地点及び日時、拘束時間、運転時間及び休憩時間、走行に際して注意を要する箇所の位置、荷役作業の有無及び所要時間及び走行経路及び径価値の出発・到着の日時の目安を運転業務従事者に適切に指示しましょう。
- 3 乗務を開始させる前に点呼等により、疾病、疲労、飲酒等により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

改善基準告示とは？

改善基準告示とは、トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者の労働条件を向上させるため、拘束時間や休憩時間、運転時間などの上限を定めた厚生労働大臣による告示のことを言い、過労運転を防ぎ、自動車運転者の健康と道路の安全を確保する目的があります。



▼詳しくはこちらから



教育の実施

- 1 雇入れ時の教育として、交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等について教育を行いましょう。
- 2 日常の教育として、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコグラフの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ等について教育を行いましょう。
- 3 交通危険予知訓練を実施しましょう。

交通労働災害防止に対する意識の高揚等

- 1 ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、**運転者の交通労働防止に対する意識の高揚を図りましょう。**
- 2 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき危険な箇所、注意事項などを示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

福井県警の**安全・安心マップ**を活用してみましょう！

【参考】敦賀労働基準監督署周辺の安心・安全マップ（2024年以降分）

交通安全情報マップの作成については、福井県警察が公開している「**安全・安心マップ**」を活用してみてください。

本ツールは、過去に発生した交通事故情報がマップ上に表示されるもので、これを活用すると利用するルートの中で事故が起こったか、どの場所が危険なのか、それがどんな場所なのか把握することができます。

福井県交通安全マップ

福井県警の安全・安心マップ
はこちらの二次元コードから▶



運転者の意識の高揚化に向けて参考となるもの

「実写版」危険予知・事故回避トレーニング
(JAF(日本自動車連盟)HP)



上記参考サイトはこちら
の二次元コードから▶



危険予測トレーニング(警視庁HP)



上記参考サイトはこちら
の二次元コードから▶



セルフコントロール診断(三井住友海上HP)



上記参考サイトはこちら
の二次元コードから▶



荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めましょう。

運転従事者の長時間労働の要因に長時間の荷待ちがあります。荷主及び運送業で協力して荷待ち時間を減らしましょう！



健康管理

- 1 運転者に対しては健康診断を確実に実施し、保健指導等を行うとともに、所見が認められた運転者については「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を実施しましょう。
- 2 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導を実施するとともに、必要があると認められるときは労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。
- 3 事業場における心身両面にわたる健康の保持増進措置を継続的・計画的な実施に努めましょう。
- 4 運転者に対して走行経路の途中で適宜ストレッチング等により運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

その他

●二輪車運転運転時の対策

- 1 「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底しましょう。
- 2 雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育しましょう。

●季節・天候対策

- 1 積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報 マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」・「急ブレーキ」等「急」の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起しましょう。